

環境基本法

1997年七月十五日号外法律

〔大統領署名〕

最終改正

1999年 五月十一日法律第三百八十一号第一条による改正
及び1999年 十一月二十九日法律第四百八十八第一条による改正

自然及び天然資源はカザフスタン国民の安定した経済的かつ社会的発展と福祉、並びに国民の生活及び活動の基礎である。

この法律が環境の保全について、法律的、経済的、社会的基本を定め、環境を保全するとともに、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる環境への負荷を防止し、生態系の多様性の確保に寄与するとともに、天然資源・自然を合理的に使用することを目的とする。

第一章 総則

第一条 基本用語と定義

この法律には、次のような用語と定義が使用される

「**環境**」とは相互関係にある自然のもの、天然資源、空気、水、土壌、地下資源、動物界と植物界、並びに気候の総体をいう。

「**環境保全**」とは人間と自然の調和した相互作用、自然環境の改善、天然資源の合理的利用・再生資源を目的とする国家的かつ社会的体制をいう。

「**環境保全の対象**」とは法律で保護される環境の構成をいう。

「**天然資源**」とは社会の文化的・物質的な欲求の充足のために使用される自然のものをいう。

「**天然資源使用**」とは天然資源を使用することをいう。

「**環境の資質 (Ecological quality)**」とは環境の構成と特性を評することをいう。

「**環境の監視（モニタリング）**」とは人間の周りの環境状態を監視することであれば、人間と生物体が損なわれる恐れのある危険な状態について警報することをいう。

「**環境基準**」とは生態系の存続利用、人間の暮らしやすい豊かな生活環境及び生物的多様性の保全を維持する上で定められる基準をいう。

「**公害**」とは危険な化学物質、生物物質、放射性物質による大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、振動、磁場騒音その他の環境に損害をあたえる悪影響のことをいう。

「**環境保全規定**」とはカザフスタン共和国の法律にのっとり、環境へ悪影響を及ぼす事業活動の制限、並びに差し押さえなどの条例のことをいう。

「**環境安全（Ecology Security）**」というのは環境への悪影響を及ぼすによってさまざまな危険から社会的権利と人権を保護するということをいう。

「**生態系**」というのは生物体と無生物界の相互作用のことをいう

（目的）

第二条 カザフスタン共和国の環境法

1. カザフスタン共和国の環境法は法律秩序を強化するとともに、天然資源の合理的利用及び再生資源、環境の資質の向上（環境改善）をもとに、社会と自然の相互関係を調整することを目的とする。
2. カザフスタン共和国の環境法はカザフスタン共和国憲法に基づき、当法律、天然資源の保護、再生資源、利用に関する法律、その他の法律から成り立つ。

当法律が他の環境に関する法律と矛盾する場合は、当法律の改正ができた後、後者を適用することが可能である。

この法律に規制されない土壌、水、天然資源、空気、森林その他の植物、動物、エコロジー的科学的文化的に特別価値がある環境の対象、特定環境保護地域についての分野はその他のカザフスタン共和国の法律に規制される。

第三条 環境基本理念

環境の保全は次のような基本理念に基づく：

- 人間の健康と生活を保護する事の最大限の優先度；
- 一人の生活、労働、レジャーにいい環境を保全及び改善する；
- 現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに市場経済に移転しつつある条件で、カザフスタン共和国の存続発展のための社会的経済的問題かつ環境問題の均整の取れた解決方法；
- 環境の損なわれた地域の生態系の回復、環境保全の維持；
- 天然資源の合理的使用、再生資源；天然資源の使用の段階的に行われる有料化、環境保全の経済的活性化；
- 生態系の多様性及びエコロジー的、科学的、文化的に特別価値がある環境の対象の保護；
- 環境法律の適用の国家規制；
- 公害の防止対策、環境への可能な悪影響の予測；
- 環境保全について国民、社会団体、地方自治体の積極的参加；
- 国際法にのっとり、環境に関する国際協調；

第四条 環境保全の対象

破壊、墮落、減少、公害、汚染、損傷、破損、涸渇、不合理な使用、から保全される対象になるのは：

- 土壌、天然資源、水、空気、森林その他の植物、動物界；
- 生態系、気候、オゾン層。
- エコロジー的、科学的、文化的に価値がある対象及び特定環境保護地域が特別保全対象になる。

第二章 国民と公共団体の権利と責務

第五条 国民の権利と責務

1. 国民、国籍がない人、在かカザフスタン共和国外国人には健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利、環境の状態とその改善についての情報権利、環境法律違反上、健康と財産の損害補償の求める権利がある。
2. カザフスタン国民には次のような権利がある：
 - 天然資源使用・再生資源・保護の権利、環境保全と改善に参加する権利；

- 環境保全の公共団体、民間の財団を組織する権利；
 - 環境保全における会議、ミーティング、ピケ、行進、デモ、投票の参加権利；
 - 環境問題をめぐって、国の機関に提案と提訴する権利及びそれについての検討を求める権利；
 - 環境の公共団体の調査（以下「調査」という）の提案と参加権利；
 - ある施設が環境に損害を与える場合、その施設の設置、建設、再建停止及び人の健康の障害と環境保全上の支障の原因になっている個人及び法人の活動の一時停止あるいは完全停止を裁判的行政的に求める権利；
 - 環境法律違反上、健康的財産的被害を受ける際、事業者、役人、一般の人に対して裁判へ訴える損害賠償の権利；
 - カザフスタンの法律にのっとり、その他の権利を有する；
3. 国民が環境法を守り、環境を保全する上、環境の保全についての理解を深めるとともに、環境に関しては若い世代の教育が推進されるよう努力しなければならない。

第六条 公共団体の権利と責務

1. 公共団体には次のような権利と責務がある：
- 団体のエコロジープログラムの開発、承認、宣伝の権利、国民を環境の保全に関して任意の積極的活動が促進するよう働きかける権利；
 - 環境の保全と改善のため適切な施策を行う権利、天然資源の合理的使用と再生資源の権利、エコロジー的、科学的、文化的になる対象及び特定環境保護地域の保全に参加する権利；
 - 環境の保全に関して、教育、研究を行う権利；
 - 国家鑑定を要求する権利、公共鑑定の権利；
 - 環境保全において公共団体をコントロールする権利；
 - 国家機関に環境の状況その他の環境保全と改善における必要な情報を適切に提供してもらう権利；
 - 環境の保全に関する国家機関と国際機関との協力権利及びこれらの事業にともなって、カザフスタン法律にのっとりこれらのため契約を結んで、様々な作業を行う権利；
 - 環境保全法案をめぐっての審議に参加する権利；

- 環境に損害を与える施設の設置、建設、再建停止及び人の健康の障害と環境保全上の支障の原因になっている個人活動及び法人活動の一時停止あるいは完全停止を裁判的行政的に求める権利；
- 環境法律違反上、健康的財産的被害を受ける際、事業者、役人、一般の人に対して裁判への損害賠償の訴えの権利；
- その他のカザフスタンの法律にのっとり、その他の権利を守る権利；

2. 共同体は環境法と公共団体法にのっとり、活動をしなければならない。

第三章 国と地方自治体の権限

第七条 カザフスタン共和国政府の権限：

環境の保全において、カザフスタン共和国政府は次のような権限を有する：

- 国家政策の基本方針を作成し、戦略的かつ総合的実施施策を策定する；
- 様々な国家的エコロジープログラム（共和国エコロジープログラム）及び自然利用プログラムを開発し、大統領の承認に提供する；
- 省、国家委員会、政府外の委員会、地方自治体を指導して、これらの法律、と大統領および政府の法令の履行をコントロールする；
- 国有財産を運営し、国有財産利用措置を講ずる；
- 環境基準と環境規定を定める措置を講ずる；
- 公害について罰金及び天然資源使用、再生資源に関する税金を徴収する措置を講ずる；
- 環境保全上の国家財産基金の措置を講ずる；
- 義務環境保険の措置を講ずる（ecological insurance）；
- 天然資源を使用するにあたって、許可を得なければならぬ天然資源の種類の一覧を作成し、その許可証を出す措置を講ずる；
- 法律上、天然資源使用の政令を發布し、契約を結び、天然資源使用の制限と割り当てを定める；
- 天然資源使用のあらゆる形の基本理念を定め、国がコントロールする天然資源の総合的使用、再生資源、保全の実行体制を定め、天然資源の登録及び台帳の体制を整備する；
- 環境と天然資源の国立モニタリング及びモニタングの構造、内容、基準を定める；

- 環境への負荷を生じさせる事業又は生じさせる原因となる事業（以下この法律において負荷事業という）のリストを作成すれば、義務的に国から許可を得なければならぬ同種事業のリストを作成する；
- エコロジー的、科学的、文化的に価値がある対象のリストを決め、国立公園、国立自然公園、縁地、自然保護区域その他の特定環境保護地域の整備において、関連業務を推進する；
- 環境の保全上の適切な情報提供の体制及び国家統計の体制を定める；
- 天然資源使用、環境保全、国家コントロールに関して特別全権機関を設置し、それらのコントロールを行う；
- 環境保全についての会計検査及び許可証の体制の整備をする；
- 国際協調を行う；
- カザフスタン法律にのっとり、その他の事業を行う。

第八条 環境保全の中央執行機関の権限：

環境保全の中央執行機関は環境保全と天然資源使用の管理に関するその他の中央執行機関の活動を調整し、上級の国家コントロールを行う。

環境保全の中央執行機関はつぎのような権限を有する：

- 国の基本環境保全政策（エコロジーポリシー）及び国家環境プログラムの実施を行う；
- 環境基準及び環境規定を定め、あるいはこれらを他の機関と調節する；
- 政府が定めた基準で共和国環境保全基金の管理を行う；
- 政府が定めた基準で負荷活動事業、廃棄物について許可を提供し、協定や契約を結び、限度と割当てを定め、天然資源利用の許可証を出す；
- 環境の国立モニタリングの作業を行い、環境保全及び天然資源の全国モニタリングシステムを管理する；
- 国家環境鑑定を行う；
- 自然保護区域の分野を管理し、特定環境保護地域の視察、これらの国立登録を行う；
- 動物界及び植物界の保全、再生産の国家コントロールを行い、レッドデータブックの出版を行う（国際自然保護同明の出版物で、世界の動植物の珍種に関する報告を集めたもの）；
- 権限内、環境保全の国家コントロールを行う；
- 国際協調に参加する；

—その他の環境保全の効果的政策を行う；

第九条 環境保全と天然資源利用の管理に関するその他の

中央執行機関

政府は法令にのっとり、環境保全と天然資源使用の管理に関するその他の中央執行機関の法規と権限を決める。

第十条 地方のその他の代表機関と執行機関と自治体の権限：

1. 地方代表機関は次のようなことをする：
 - 当地の環境保全と天然資源のプログラムを決める；
 - 当地予算の環境保全及び改善への支出を決める；
 - 地方執行機関の環境状況と天然資源についての報告を受け付ける；
 - 管轄内、環境保全と改善、天然資合理的源使用と再生資源の規則を定める。この規則が違反される場合、行政処分をあたえる。当規則が公表されてから遅くとも二週間後発効する；
2. 地方執行機関は次のような権限を有する；
 - 管轄内、環境保全及び天然資源使用の国家コントロールを行う；
 - 当地の環境保全及び天然資源使用のプログラムの開発と実施、環境鑑定を行い、環境保全に関する施設の建設及び再建をする；
 - 公害の罰金を決める；
 - 環境調査を行った上、禁止された事業、建設と再建について調査の書類を作成する；
 - 環境保全規定に違反した事業について、裁判へ提訴する；
 - エコロジー的科学的文化的に特別価値がある環境の対象、特定環境保護地域について保全政策を決め、あるいはそれについて上の機関へ提案する；
 - カザフスタン共和国の法律に則り、その他の事業を行う。
3. 地方自治体は、権限内、当地自民の環境保全の活動を指導し、当地の自民を環境問題の解決することに参加させる。

第四章 天然資源利用

第十一条 天然資源

土地、地下資源、水、動物界、植物界、その他の天然資源は国有であり、カザフスタン共和国の主権の基盤とする。法律に則り、土地は私有化されることもありえる。

第十二条 天然資源使用者

天然資源使用者は法人及び個人並びに国立及び私立並びに国内及び外国と言うように区別される。

国内天然資源使用者はカザフスタン国民及びカザフスタンの法人とする（外国企業の出資分担がある法人も含む）。外国天然資源使用者は外国人、外国法人、外国、国際機関とする。

天然資源使用者は常時使用者（天然資源の永久使用権）及び臨時使用者並びに第一次使用者（天然資源使用権を国かその他の第一次利用者から収用する）及び第二次使用者（天然資源使用臨時権を契約上永久使用権の持つ第一次使用者から得る）に区別される（期限の天然資源使用権）；

第十三条 天然資源の一般使用と特別使用

カザフスタン共和国天然資源は一般使用もされれば特別使用もされる。

一般使用は国民の生活に必要なとすれば無料で行われる。ただし、この場合、天然資源は誰のものにもならず、国家財産で残る。カザフスタンの法律にのっとり、一般使用は制限されることが可能である。

一特別使用は規定する基準で行われる。特別使用権は常時及び臨時並びに収用及び譲渡不能並びに第一次及び第二次に区別される。

一特別使用権あるいは天然資源使用制限権（地役権）はカザフスタン共和国の法律で決定される。

第十四条 天然資源利用の根拠（書類）

天然資源は次のような根拠で提供される：
環境保全におけるある事業及び天然資源使用の許可証；
地方執行機関の決定及び政府の政令；
天然資源使用の契約；

第十五条 天然資源使用の限度及び割り当て

天然資源の限度及割り当てとは使用者に与えられる天然資源の最大限使用量及び一般廃棄物量と産業廃棄物量を制限する割り当てと限度とする。
天然資源の限度及割り当ては環境規定及び環境基準によって、政府に決定される。

第十六条 天然資源使用の許可証

天然資源使用の許可証は政府が決めた機関が出す書類である。この許可証は天然資源使用権を証明するものであって、天然資源使用の条件・期間・使用量技術及び廃棄物量などを説明する書類である。

第十七条 天然資源使用の国家調整

天然資源使用の国家調整のために天然資源使用の国家制度を作成し、天然資源保全、再生資源、使用総合プログラムを開発し、天然資源の国家登録と国家調査、国家モニタリングを国家プログラムに伴って国家予算で行う；

第十八条 天然資源使用の国家制度及び天然資源保全、再生資源

使用総合プログラム

天然資源使用の国家制度は天然資源の合理的使用・再生資源・天然資源保全を目的とする施策の制度である。

カザフスタン法律にのっとり、天然資源保全、再生資源使用総合プログラムを作成する。

第十九条 国家調査及び国家調査台帳

国民の要求を充足させる天然資源の質と使用量を決められるために天然資源の状況、使用、再生資源、保護についての情報を含む国家調査及び国家調査台帳を行う。

第二十条 天然資源使用者の責務と権利

使用者は次のような責務を有する：

- 有効の事業における環境基準、環境規定を守らなければならない；
- あたえられた天然資源を合理的使用する；
- 他の環境への負荷をしない
- 他の使用者の使用権に侵害しない；
- 指定された基準で天然資源保全及び再生資源の施策を行う；
- 天然資源保全・再生資源・使用・公害の定められる料金を定期的に支払う；
- 環境保全の国家コントロールを行う機関へ必要な情報を提供する；
- カザフスタン法律にのっとり、その他の責務を持つ；

使用者の権利はカザフスタンの法律で保護される。使用の制限は法律で決められるものである。

使用権は侵害される場合、カザフスタン法律にのっとり、復権される。

第五章 環境保全及び天然資源使用の事業のライセンス交付

第二十一条 義務づけられるライセンス交付の業種リスト

1. ライセンス交付すべき業種は次のようリストに入る：
 - 1) 天然資源使用；
 - 2) 廃棄物を扱う事業；

- 3) 生活環境に係る特別に重い被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物を扱う事業；
 - 4) 環境会計の事業；
2. エコロジー的に特に危険性がある事業のライセンス交付が義務つけられている。

第二十二条 ライセンス交付の順番

ライセンス交付をするのは政府が決めるリストに入る特別全権機関のみである。ライセンス交付の条件と順番が法律で定められる。

第二十三条 天然資源使用の条約

天然資源使用の条約は法律にのっとり、政府並びに執行機関と使用者の間に結ばれる。

義務づけられるライセンス交付のリストに入るにもかかわらず、事前にライセンス交付されなかったとすると、天然資源使用の条約は無効になる。

条約の有効期間および条件は法律あるいはライセンスで定められる。

ライセンスの条件と条約の条件が矛盾する場合、条約の条件が向こうになる。

ちなみに、ライセンスが召還されれば、条約が無効になる。

条約は調印されるまえに環境保全の特別全権機関と打ち合わせるべきである。

第六章 モニタリング

第二十四条 環境および天然資源の国家モニタリング

1. 国家モニタリングは特別全権機関にされる。国家モニタリングは次のようなことをいう：

- 1) 規定されるプログラムで環境および天然資源の状態と人間の行動を観測する；
- 2) 観測対象の状態を評価する；

- 3) 観測対象の変化を予測する；
2. モタリングは環境保全において管理の役割を果たすべきものである。
3. カザフスタン共和国には統一国家モニタリングシステムが形成されつつあります。
4. モニタリングの体制は法律で定められる。
5. 統一国家モニタリングシステムで提供された情報は国家財産であり、執行機関に事業のため、あるいは国民の情報提供のために使用される。

第二十五条 事業モニタリング

1. 法人は事業モニタリングと環境への負荷について報告をしなければならない。
2. 業モニタリングのために使う道具は全部規格化に合致しなければならない
3. 事業モニタリングのデータは定期的に特別全権執行機関へ提出しなければならない

第七章 環境保全の経済的活性化

第二十六条 環境保全の経済的方法

- 環境保全の経済的方法は次のようなものとする：
- 環境保全計画および融資；
 - 天然資源使用金；
 - 公害の補償金；
 - 環境保全および最善のための支払い；
 - 環境保全の経済活性化；
 - 環境保険；
 - 環境保全基金の設立；

第二十七条 環境保全計画および融資

1. 環境保全の施策はカザフスタンのナショナルプランニングおよび国家社会発展計画並びにナショナルコンセプトの中に入る。

エコロジープログラムおよびコンセプトは法律で定められる。

2. 境保全施策およびエコロジープログラムの融資は次のような予算で行われる：

- 国家予算およびローカル予算；
- 環境保全基金の予算；
- 環境保険の予算；
- 使用者の資金の予算；
- 個人・法人の献金および納入金；
- その他の合法資金源；

第二十八条 天然資源使用金

天然資源使用金は使用者から国家税金とローカル税金と払込みと特別天然資源の使用金として集められる。

第二十九条 公害の補償金

公害の補償金は廃棄物および環境への負荷の補償として国民および法人から集められる。

公害の補償金は制限があるが、それ以上集められる場合は法律で定められる。

公害の保証金の率は中大執行機関と打ち合わせるべく、州の知事（州長）およびアルマテイ市長に決められる。

第三十条 環境保全および最善のための支払い

環境保全および最善のための支払いは予算支出の補償として使用者から集められる。

第三十一条 環境保全の経済活性化

1. 環境保全の経済活性化は積極的かつ効率的に環境保全に参加する法人の利用者のための手当てを用いて行われる。その他の活性施策も行われる。
2. 経済活性化施策は一切法律に矛盾しない。

第三十二条 環境保険 (Ecological Insurance)

1. 環境保険は公害や天然資源の不合理的使用の場合、法人および国民の保険料金の保険基金あるいはその他の合法資金源から成り立つ保険金を賠償として用いるものとする。
2. 環境的に特に危険性がある事業を行う法人及び個人が義務環境保険をかけなければならない。保険契約は特別ライセンスを持った保険業者と結ばなければならない。
3. 自発的の環境保険が法人及び個人の意志によるものである。環境保険の種類と条件と形が保険業者及び被保険者の間で決められる。

第三十三条 環境保全基金

1. 環境保全の緊急課題、環境への負荷の補償、環境の復活その他の施策の出資のために設立される。
2. 環境保全基金は法人であって、国立基金でもあれば、私立基金でもある。国立基金は国家基金と地方基金に分けられる。
3. 国家基金は地方基金の控除から成り立つ。
4. 地方基金は使用者から集められた補償金、罰金、密猟及び密漁の没収された道具の処分の資金、その他の資金源から成り立つ。
5. 国立基金の事業は環境保全基金の規則で決められる。
6. 公共団体の環境保全基金の事業は公共団体環境保全基金規定できられる。

第三十四条 国家環境保全基金の使用

1. 国家環境保全基金の資金はその他の資金源と同時に次のようなことで使用される：
 - 1) 科学研究；リサイクル及び省資源の新技術の導入；
 - 2) 法人の天然資源使用者が環境保全のために立てる建物の建設及び再建経の参加；
 - 3) 再生資源の施策；
 - 4) 環境への負荷から生ずる国民の健康及び生活に悪影響を与える支障の補償金；
 - 5) 環境の改善への様々なプロジェクト、プログラムの開発及び実施の出資分担；
 - 6) 環境の教育及び養育；
 - 7) 特定環境保護地域の設置；
 - 8) 環境保全の執行機関の物質的技術的基盤の強制；
 - 9) 環境保全のその他の施策；
2. 環境保全基金の資金は環境保全に関連がない施策に一切使用されない。

第八章 環境規制

第三十五条 環境の規制の基本目的及び要件

環境の規制は大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全し、環境への負荷を防止し、再生資源及び合理的に使用し、維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

環境規制は基本目的として次のようなものとする：

—環境の資質の類型を設け、環境の資質は人の健康、再生資源及び合理的使用にどのような関連があるかを定めるものとする；

—環境への負荷の最大の限度を決める；

決定された環境規制の不当に高くすること及び低くすることは一切してはならない。

場合によって、環境規制をもっと厳しくするために変更は可能である。

定められる環境規制は法人及び個人のために作られたものであって、守らなければならないものとする。環境規制についての情報を自由に報道しなければならない。

設備や機材などを調達する外国及び投資する外国の環境規制はカザフスタン共和国の環境規制より厳しくなければ、当国のプロジェクトは当国の環境規制で実施するのが可能であるが、その際カザフスタン政府が国家鑑定を行わなければならない。

第三十六条 環境規制の基本種類

環境規制の基本種類は次のようなものをいう：

—有害物質の濃度の限度；

—廃棄物の限度；

—騒音、振動、磁場などの限度；

—放射線の限度；

—農林産業で使用される農芸化学物質の使用量の限度；

—保護地域、衛生的地域の規制；

—カザフスタン法律にのっとり、その他の規制；

第三十七条 有害物質の濃度の限度

人間の健康、動物界・植物界の保全、それぞれ、遺伝子フォンド保護のため大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の原因となる化学的・生物的有害物質の限度を定める。

第三十八条 廃棄物の限度

公害を防止するため人間の健康、動物界・植物界へ悪影響を及ぼす廃棄物を各地域の廃棄物量及び廃棄物を出す事業の種類に応じて、各種類の廃棄物の限度を決める。

第三十九条 騒音、振動、磁場などの限度

国民の健康、動物界・植物界の保護のため騒音、振動、磁場などの最大の許容される限度を定める。

第四十条 放射線の限度

人間の健康及び遺伝子フォンドへの悪影響を防止するため環境及び食料の放射線の限度を決める。

第四十一条 農林産業で使用される農芸化学物質の使用量の限度

国民の健康及び遺伝子フォンド、動物界・植物界の保護のため農林産業で使用される化学肥料及び殺虫剤の使用量の限度を定める。

第四十二条 保護地域、衛生的地域の基準

環境への負荷を防止及び特別に保護すべき地域の保全のため保護地域及び衛生地域が特定される。

カザフスタン法律にのっとり、保護地域及び衛生的地域の大きさ及び方式が決められる。

第九章 環境保全の規格化及び証明書化 (CERTIFICATION)

第四十三条 環境保全の規格化及び証明書化の対象

国民の健康及び天然資源の合理的使用・再生資源への悪影響を及ぼす恐れがあるカザフスタン国内で生産されるもの及びサービスが環境保全の規格化及び証明書化の対象となる。

第四十四条 環境保全の規格化

カザフスタン共和国の国家規格化及び規格化の技術条件がカザフスタン法律で定められる。

定められた規格を破るものの生産、調達、保存、輸送、使用、修理及びサービスが一切禁止される。

第四十五条 環境保全の証明所化

規格化のために義務的かつ自発的証明所化を行う (sertifikat sootvetstviya) 証明書化をしなければならない物を証明書なしで処分は一切禁止される。

第十章 事業における環境規格

第四十六条 環境への影響の評価

事業が原因となる環境への影響、環境保全施策、エコロジースystemと天然資源の破壊、損害、破損、枯渇の防止のために環境影響評価を行う。

環境影響評価の結果をプロジェクトの最重要の資料である文書にする。環境影響評価のないプロジェクトが一切開発されない。

悪影響を及ぼす事業の形態の変化、事業の解散、活動停止などが特別国家全権機関の同意を取り付ける上で行われる。

環境影響評価の規則がカザフスタン法律で定められる。

第四十七条 天然資源使用の環境規格

土壌、水、天然資源、大気、森林とその他の植物、動物界、エコロジー上、科学上、文化上の特別価値がある環境の対象、特別自然保護区域使用の場合の環境規格はカザフスタン法律、又は法令で定められる。

エコロジースystem、人間、動物界・植物界の遺伝子フォンドの破壊を及ぼす原因を生ずる恐れがある事業が一切禁止される。

第四十八条 建設プロジェクトの環境規格

居住区（市町村）、工場、建物及、又は産業・農業施設の建設、水供給設備、下水設備の建設、インフラの建設（電線敷設・通信ネットワークの敷設）、その他の事業が行われる場合に、廃棄物の再生産、リサイクル等、又は天然資源の合理的使用と再生資源を確保する上、環境の資質の規定を守らなければならない。

環境規定の肯定的判断がなければ、プロジェクトの署名及び融資は一切禁止される。

第四十九条 事業の配置の環境規格

環境への事業による負荷にかんがみ、施設、工場などを配置する場合、環境保全、天然資源の合理的使用及び再生資源の規則に従う。

施設・工場の配置する場合、保護、衛生ゾーンを設置する。

第五十条 施設建設・再建の環境規格

環境調査の肯定的判断がある限り施設建設・再建が環境の資質の規定にしたがって行われる。署名されたプロジェクトにおいて、環境への負荷を及ぼす原因となる変更は許容されない。

建設作業の時、土壌の再肥沃化、天然資源の合理的使用及び再生資源、環境の改善のため、適切な措置を取らなければならない。

第五十一条 民用化の環境規格・環境責務

1. 国家財産が民用化される場合、民用化全権執行機関が環境規格の履行のコントロールを行う。
2. 民用化が環境状況の評価の結果により、行われる。事業の環境状態の評価は民用化企画の一部であり、国家環境コントロールと協同で行われる。
3. 事業の修理及びクリーニング施策の融資は国家予算でおこなわれる。その他に新しい所有者の承諾がある限り、次のような資金で行われることができる：
 - 1) 所有者の自費である最新設備導入、再建への投資；
 - 2) 国の事業向けの特別貸付金、無償のローン、特別融資；
 - 3) 環境保険制度で集められる資金；
 - 4) 国の株の売買からの資金；
 - 5) その他の資金；

第五十二条 企業の倒産の環境規格・環境責務

1. 天然資源使用者である企業の倒産の場合は事業の環境状態がチェックされる；
2. 環境状態をチェックするのは倒産救済措置機関、あるいは担当者である；
3. チェックの対象となるのは倒産の原因になった活動及び法人の環境規格の履行である；
4. 倒産の場合、環境規格に基づき、貸手のほうが有利に決められる；

第五十三条 法人の閉鎖及びリストラの場合の環境規格・環境責務

1. 法人の閉鎖及びリストラが環境状態をチェックされる上で、環境調査の結果に基づき、行われる。環境調査の結果を当該企業の収支（LIQUIDATION BALANCE）にのせなければならない。
2. 閉鎖・リストラされる企業のチェックには国家調査機関が参加する；
3. 閉鎖・リストラの場合、環境責務が新しい所有者に移管する；
4. 閉鎖及びリストラの場合、環境責務に基づき、貸し手のほうが有利に決められる；

第五十四条 工場や建物などの施設導入の環境規格

工場や建物などの施設の導入が環境調査に基づき、特別国家全権機関と一緒に組織される受付委員会の法令で行われる。

フィルターや廃棄物利用設備や廃棄物の限度をコントロールする機材・設備などの整備されていない工場、又は建物等の導入は一切禁止される。

第五十五条 産業、エネルギー、輸送、通信、農業、灌漑施設の使用の環境規格

産業、エネルギー、輸送、通信、農業、灌漑施設の使用は環境規格に基づき、行われる。施設を使用する場合、環境への負荷を防止、並びに減少する特別なクリーニング機材、フィルター機材、廃棄物利用機材、その他の新しい技術方

法を導入した設備と機材の整備をしなければならない。また、省エネルギー方法を利用し、天然資源合理的使用及び再生資源の確保に最大限の努力をしなければならない。

人工密度の高い地域、活発な地震多発地域、保養地及びサナトリウムの地域には電子力発電所と水力発電所の建設は一切禁止される。

第五十六条 都市及び村の建設の環境規格

市町村の建設、並びに再建を行う企業・機関は環境保全及び健康的な生活のために一番良い条件を確保しなければならない。

建設プランニングをする場合、衛生クリーニング、廃棄物管理・処理、製品保存、廃棄物利用、ごみの処理のため、適切な措置をとらなければならない。大都市及び工業地帯を建設する場合、防風林、緑化、自然保護地域及び自然保護制限地域を設置しなければならない。

第五十七条 放射性物質使用の環境規格

国民及び企業は確定される放射性物質の製造、保存、輸送、放射性廃棄物のルールを守り、放射汚染を防止し、放射性が限度を超えないよう必要な努力をしなければならない。

放射汚染の場合、コントロール機関に緊急に知らせをしなければならない。

第五十八条 危険性が高い化学的・生物学的物質の製造・使用の環境規格

政府が規定する順番で、危険性が高い化学的・生物学的物質の製造・使用の場合はその物質の衛生規格・環境規格をさだめ、毒物に関する適切な科学的判断が加えられた上で、国家登録をしなければならない。

当該地域のエコロジーシステムに合致しない生物学的な物資の製造・使用は、適正な科学的判断が行われる上で、特別国家全権機関の許可のみで許容される。

第五十九条 振動、騒音、磁場、その他の物理的影響

国民が都会、居住地、産業施設、保養地、野生動物の棲息場所などの付近で、あるいはその中で、振動、騒音、磁場、その他の物理的影響を防ぐように最大限の努力をしなければならない。

市町村建設、産業施設の建設・再建プロジェクト、輸送・通信の新しい機材・設備導入の場合、振動、騒音、磁場、その他の物理的影響の限度規格を守らなければならない。

第六十条 産業廃棄物の環境規格

1. 廃棄物の保存・処理は地方執行機関が特別全権機関とその他の執行機関の同意を取り付ける上で特定される場所に行われる。
2. 処理及び保存のために海外からの廃棄物の持ち運び（輸入）は政府の特別許可がない限り一切禁止される。
3. 使用後、処理不可能な商品の輸入は一切禁止される。
4. 廃棄物処理の環境規格はこの法律、又はその他の法令で定められる。
5. 産業廃棄物及びゴミの処理方式及び使用方法は国家登録されなければならない。

第六十一条 軍事的施設の環境規格

カザフスタン法律にのっとり、この法律で定められる環境規格は軍事的施設にも完全に適用されることができる。

第六十二条 気候及びオゾン層の保護

カザフスタン法律および国際条約にのっとり、気候及びオゾン層の保護が行われる。

第十一章 環境責務

第六十三条 環境調査及び調査の形態

環境調査とは企業の活動が環境規格及び環境責務の合致、又は環境への負荷を防止するため事業実施の可能性を調べることをいう。

カザフスタンに国家環境調査及び公共団体環境調査がある。

第六十四条 国家環境調査

国家環境調査は特別国家全権機関に行われる。

国家環境調査の義務対象及び調査の順番のリストはカザフスタンの法律で定められる。

国家環境調査の肯定的結果がない限り、カザフスタンへの商品輸入が一切禁止される。

国家環境調査の文書は公式書類である。調査の結果に賛成しない場合は裁判へ提訴することができる。

第六十五条 公共団体環境調査

公共団体は公共団体環境調査を行う権利がある。

公共団体環境調査の法秩序がカザフスタン環境調査法で定められる。

公共団体環境調査書は情報上、相談上の文書とする。

第十二章 エコロジー上、科学上、文化上の価値がある

環境保全の対象

第六十六条 国家自然保護地域のファンド

国家自然保護地域ファンドはエコロジー上、科学上、文化上の価値がある環境保全の対象を科学研究上、遺伝子ファンド上、自然の標準上、教育及びレクリエーション上、保護されるものの総合体制をいう。

国家自然保護地域ファンドの保護はエコロジー上、科学上、文化上の価値がある環境保全の対象の使用制限及び使用禁止に基づき、行う。

第六十七条 特別自然保護地域

1. 特別自然保護地域は国家自然保護地域ファンドの保護及び改善を確保する特別保護体制（あるいは調整される保護体制）の土地、水、森林、天然資源の地域をいう。
2. 特別自然保護地域は次のような種類をいう：
 - 国家自然保護区域（生物圏保護地域を含む）；
 - ナショナル自然公園；
 - 国立自然公園；
 - 国家特定種類保護地域；
 - 国家エコロジー庭園；
 - 国家植物園；
 - 国家樹木公園；
 - 自然保護地域の森林；
 - 特別国家貯水池及び科学的価値がある貯水池；
 - 国際的なレベルの貯水池及び沼沢地；
 - エコロジー的科学的文化的価値がある天然資源の地域；その他の自然保護地域である。
それぞれ価値によって、特別自然保護地域は国家保護地域及び地方保護地域に区別される。

3. 特別保護地域の法秩序がカザフスタンの法律及び法令で定められる。

第十三章 環境の非常事態及び災難地域

第六十八条 非常事態

非常事態とは人間の活動及び天災により、生活環境と人間の健康と動物界・植物界に係わる被害を生じる環境の継続的变化の場合におきる環境状態をいう。非常事態の場合、ある国内地域の事業が禁止・制限されることができ、再生資源、改善、国民の社会的保護の緊急整備措置をとらなければならない。

第六十九条 災難地域

1. 生活環境の被害、生態系の破壊、壊滅の場合、非常事態の地域は災難地域とされる。
2. 災難地域はそれぞれ非難状態及びその要因の程度により、さらに環境危機地帯、環境非難地帯、環境前危機地帯に区別される。
3. 医療救護、再生資源・改善の施策は政府が定める国家意図的プログラムでそれぞれ各地帯毎に行われる。
4. 災難地帯には次のような措置を講ずる：
 - 1) 環境の非難の原因になった事業を停止する；
 - 2) 環境及び人間の健康へ影響を与える工場及び設備を停止する
 - 3) 天然資源の使用を制限する；
 - 4) 必要な場合、避難施策を行う；
5. 災難地帯で被害を受けた人々は被害補償金、手当て、その他の社会的保守の権利がある。被害者のリストが法律で決められる。

第七十条 環境の非常事態及び災難地帯の宣言

当地域の環境の非常事態は政府に宣言される。

災難地帯は法律で決められる。

災難地帯の境は環境保全・医療・科学の特別国家執行機関の適正な判断の上で、政府に定められる。

第十四章 環境保全の情報及び国家統計

第七十一条 情報

環境保全の情報は環境の状況、公害、改善、資金、出資、天然資源使用、再生資源、影響、環境規制、環境規定の情報をいう。

環境保全の情報は透明であり、マスコミで自由に報道されるべきものである。情報の提供を遅らせたり、隠したり、虚偽の報告したりする行為は一切禁止される。

第七十二条 国家統計

国際統計にあわせるべく、客観的統計データに基づき、特別国家執行機関が環境保全の国家統計をとる。

法人及び個人の環境保全の統計データの定期的提供の形は普通の国家統計データの形と一致する（提供する側が負担する）。

環境保全の国家統計の最低指数及び秩序が法令で定められる。

第十五章 環境保全の養育・教育及び科学研究

第七十三条 環境保全の持続的養育・教育

環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な教育が行われる。

教育及び教育の普及をマスコミとその他の方法を利用して行うのは国家機関及び公共団体である。

第七十四条 環境保全教育

すべての学校及び大学では環境保全に関する科目が教えられるべきである。環境へ影響を与える専門の専門家は十分な訓練を受けるうえで、環境保全の必要な知識を持たなければならない。ポストに二目にされる前に、適正な勉強をしなければならない。

第七十五条 科学研究

カザフスタン法律にのっとり、環境保全の基盤の作成及び開発のため、必要な科学研究を行う。環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興が図られる。科学研究は国家予算で出資される。

第十六章 環境保全のコントロール

第七十六条 コントロールの種類と目的

1. 環境保全のコントロールは環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査天然資源・再生資源その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものをいう。
2. カザフスタン共和国には国家、機関、産業、公共団体の環境保全のコントロールがある。

第七十七条 国家コントロール

1. 国家コントロールは特別国家機関及び地方執行機関に行われる。
2. 特別国家施行機関のスタッフは次のような権限がある；
 - 証明書を提示するうえ、すべての施設（特別許可がある限り軍事施設を含む）を伺う権限；
 - 国家コントロールのために必要な情報を求める権限；
 - 環境保全、改善、天然資源使用・再生資源の施策の実施をチェックし、フィルター、清掃の設備をチェックする権限；
 - 天然資源使用ライセンスの条件の実行、様々な環境保全に関する条約・契約の条件の実行をチェックする権限；
 - 環境保全の関連のライセンス、条約、契約を破棄する権利及び破棄するよう提案の権限；
 - 環境鑑定提案の権利及び鑑定書の結果をチェックする権限；
 - 環境的に危険性がある商品、産業廃棄物の輸入（あるいはトランジット）の差し押さえの権限；
 - 法人及び個人への環境保全における環境法律違反の矯正を求める権限；
 - 環境規定を破った事業、施設の導入の停止、あるいは停止の提案の権限；
 - 環境保全における法律違反の場合、提訴の権限；
 - 環境へ悪影響を及ぼした事業に関して、その損害を監視する上で、損害賠償金を決めて（あるいは決めるのに参加する権利）、自発的に損害賠償を払うよう企業へ求める権限；
 - 環境へ悪影響を及ぼした事業について、当事業の金融機関に当事業の出資を停止するよう求める権限；
 - 産業コントロール及び機関コントロールの権；

3. 法人・個人が特別国家機関のスタッフの決定を実行しなければならない。事業の停止は裁判の判決の上で行われるものとする。

中小企業に対する提訴はカザフスタンの法律の順番で行われる。

判決がない場合、中小企業の活動の停止は可能であるが、三日以内で裁判へ提訴をしない限り、停止はキャンセルされるものとする。この際、事業の停止は裁判の判決まで続かれる。

第七十八条 機関及び産業コントロール

機関及び産業機関は特別国家機関と打ち合わせるべく、中央執行機関の制令で行われる。

第七十九条 公共団体コントロール

公共団体コントロールは自発的で使用者及び特別国家機関と打ち合わせる上で行われる。

公共団体コントロールは公共団体の規則に応じて行われる。

第八十条 国家コントロールを行うスタッフの保護対策

国家コントロールを行うスタッフが義務保険をかけなければならず、死亡及び障害の場合、損害賠償を求める権利がある。

カザフスタンの法律にのっとり、特別な場合、国家コントロールを行うスタッフが銃及び防御武器を持つ権利がある。

第十七章 環境会計検査

第八十一条 環境会計検査

環境会計は事業が天然資源使用及び再生資源の報告の会計の検査をいう。

第八十二条 環境会計検査事業

環境会計は会計検査される側と条約を結ぶ上で環境会計検査官及び環境会計検査機関に行われる。法律で定められる場合、環境会計は義務的のものである。

場合によって、外国環境会計検査官及び外国環境会計検査機関も参加できる

環境会計検査事業は国家ライセンス交付しなければならない。環境会計検査官になるには国家試験をうけ、会計検査事業の権利を与えるカザフスタン共和国証明書を受けなければならない。

第八十三条 環境会計検査の秩序

環境会計検査の秩序、条件、試験、権利と責務、会計検査官及び会計検査機関の責任は法律で定められる。

第十八章 争いの解決と環境法律違反の責任

第八十四条 争いの解決

争いの解決は裁判であるいはカザフスタンの法律で定められる順番で行われる。

第八十五条 環境法律違反の責任

カザフスタンの法律にのっとり、法人及び個人が環境法律を違反する場合、責任を負う。

第八十六条 環境法律違反でおきる損害の賠償

1. カザフスタン法律にのっとり、環境及び人間の健康へ悪影響を与え、環境法律違反を起こした法人及び個人が損害賠償を行わなければならない。賠償は自発的であるいは判決の上で決定されたレートで行われる。レートが確定されなければ、環境改善のための費用を会計する上で行われる。集められる賠償金は基本的に環境保全基金に移り、法律で定められるケースで被害者の法人及び個人に支払いされる。

2. 環境へ悪影響を及ぼす可能性が高い事業に係わる法人及び個人が環境の損害が自然に発生しない限り、損害賠償金を払わなければならない。
3. 被害者のリハビリ、医療、その他の費用の全額は賠償金として、損害の原因になった法人及び個人が払わなければならない。
被害の大きさ及び賠償金の支払いは法律で定められる。
精神的損害賠償はカザフスタン共和国民法にのっとり行われる。

第十九章 環境保全の国際協調

第八十七条 環境保全の国際協調

カザフスタン共和国は環境保全の国際協調を地球環境保全が人類共通の課題であるという基本理念にかんがみ行う。

第八十八条 環境保全に関するカザフスタン国内での外国事業

カザフスタンの法律にのっとり、国際条約に応じて国内で外国の事業が許容される。

第八十九条 国際条約

国際条約の条件はカザフスタンの法律と合致しない場合、国際条約の条件が効力を持つとされる。

カザフスタン共和国大統領
アルマテイ

ナザルバーエフ ヌルスルタン

1997. 07. 15.